

京都市後期高齢者医療に関する条例（平成20年3月28日京都市条例第62号）（保健福祉局生活福祉部保険年金課）

高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」といいます。）、高齢者の医療の確保に関する法律施行令及び京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例に定めるもののほか、本市が行う後期高齢者医療の事務に関し必要な事項を定めることとしました。

主な内容は、次のとおりです。

1 普通徴収に係る保険料の納期及び納付額（第3条関係）

(1) 納期

普通徴収に係る保険料の納期は、毎月1日から末日（第9期にあっては、1月4日）までとします。また、市長は、これにより難いと認めるときは、別に納期を定めることができることとします。

(2) 納付額

- ア 納付額は、普通徴収の方法によって徴収しようとする保険料の額を12（賦課期日後に普通徴収に係る被保険者となった場合は、被保険者となった日の属する月の翌月以降の納期の数）で除して得た額とします。
- イ 保険料の額に変更があった場合には、当該変更後の保険料の額から既に到来した納期における納付額の合計額を控除して得た額を残りの納期の数で除して得た額とします。
- ウ 各納期における納付額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は、最初の納期における納付額に合算することとします。

2 延滞金（第4条関係）

法第108条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者は、納期限後に当該保険料を納付する場合においては、当該納付金額が2,000

0円以上であるときは、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該納付金額につき年10.95パーセントの割合をもって計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければならないこととします。

3 罰則（第6条関係）

市長は、法の規定に基づく市長の命令に従わない者及び詐欺その他の不正の行為により保険料等の徴収を免れた者に対し、過料を科することができることとします。

4 その他（附則第2項から第4項まで関係）

平成20年度に限り、被用者保険の被扶養者であった被保険者については、納期を10月から3月までの6期、それ以外の被保険者については7月から3月までの9期とし、納付額の算定もこれに応じて行うこととします。

この条例は、平成20年4月1日から施行することとしました。

京都市後期高齢者医療に関する条例を公布する。

平成20年 3月28日

京都市長 門川大作

京都市条例第62号

京都市後期高齢者医療に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、高齢者の医療の確保に関する法律(以下「法」という。)、
高齢者の医療の確保に関する法律施行令及び京都府後期高齢者医療広域連
合後期高齢者医療に関する条例に定めるもののほか、本市が行う後期高齢者
医療の事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例によ
る。

(普通徴収に係る保険料の納期及び納付額)

第3条 普通徴収に係る保険料の納期(以下「納期」という。)は、次のとおりとする。

第1期 4月1日から同月末日まで

第2期 5月1日から同月末日まで

第3期 6月1日から同月末日まで

第4期 7月1日から同月末日まで

第5期 8月1日から同月末日まで

第6期 9月1日から同月末日まで

第7期 10月1日から同月末日まで

第8期 11月1日から同月末日まで

第9期 12月1日から翌年の1月4日まで

第10期 1月1日から同月末日まで

第11期 2月1日から同月末日まで

第12期 3月1日から同月末日まで

- 2 市長は、前項の規定による納期により難いと認めるときは、別に納期を定めることができる。
- 3 各納期における納付すべき普通徴収に係る保険料の額（以下「納付額」という。）は、普通徴収の方法によって徴収しようとする保険料の額を12（保険料の賦課期日後に普通徴収に係る被保険者となった場合にあっては、当該被保険者となった日の属する月の翌月以降の納期の数）で除して得た額とする。
- 4 保険料の額に変更があった場合における当該変更後の各納期における納付額は、当該変更後の保険料の額から既に到来した納期における納付額の合計額を控除して得た額を残りの納期の数で除して得た額とする。
- 5 各納期における納付額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は、最初の納期における納付額に合算する。

（延滞金）

第4条 法第108条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者は、納期限後に当該保険料を納付する場合においては、当該納付金額が2,000円以上であるときは、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該納付金額（当該納付金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）につき年10.95パーセントの割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額については、この限りでない。

- 2 前項に規定する年当たりの割合は、^{じっぴん}閏年の日を含む期間についても、365日当

たりの割合とする。

- 3 市長は、特別の理由があると認めるときは、第1項の規定による延滞金を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第6条 市長は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が、正当な理由なしに、法第137条第2項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命じられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、これらの者に対して、100,000円以下の過料を科することができる。

- 2 市長は、詐欺その他不正の行為により保険料その他法第4章の規定による徴収金（本市が徴収する保険料及び延滞金に限る。）の徴収を免れた者に対して、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(平成20年度における保険料の徴収の特例)

- 2 平成20年度における被扶養者であった被保険者（法第99条第2項に規定する被扶養者であった被保険者をいう。以下同じ。）に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、第3条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 第1期 10月1日から同月末日まで
- 第2期 11月1日から同月末日まで
- 第3期 12月1日から翌年の1月4日まで
- 第4期 1月1日から同月末日まで
- 第5期 2月1日から同月末日まで
- 第6期 3月1日から同月末日まで

3 平成20年度における被扶養者であった被保険者以外の被保険者に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、第3条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 第1期 7月1日から同月末日まで
- 第2期 8月1日から同月末日まで
- 第3期 9月1日から同月末日まで
- 第4期 10月1日から同月末日まで
- 第5期 11月1日から同月末日まで
- 第6期 12月1日から翌年の1月4日まで
- 第7期 1月1日から同月末日まで
- 第8期 2月1日から同月末日まで
- 第9期 3月1日から同月末日まで

4 平成20年度に限り、保険料の納付額の算定に係る第3条第3項の規定の適用については、被扶養者であった被保険者に係る納付額にあっては同項中「12（保険料の賦課期日後）」とあるのは「6（10月1日以後）」とし、被扶養者であった被保険者以外の被保険者に係る納付額にあっては同項中「12（保険料の賦課期日後）」とあるのは「9（7月1日以後）」とする。

（保健福祉局生活福祉部保険年金課）